

## 神戸市肝炎ウイルス検査事業実施要綱

### 1. 趣旨

この要綱は、国が定める「特定感染症検査等事業実施要綱」にある肝炎ウイルス検査について必要な事項を定める。

### 2. 実施主体

神戸市

### 3. 対象者

この事業の対象者は、神戸市内の居住者で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 神戸市民で、受診日に満20歳以上のもの
- (2) 過去に肝炎ウイルス検査を受けていないもの

### 4. 実施機関

市内の肝炎ウイルス検査指定医療機関（以下「医療機関」という。）

### 5. 検査内容

C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査。必要な場合さらに、HCV核酸増幅検査）及びB型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）

### 6. 検査費用

受診者の費用負担は無料とする。

### 7. 検査結果および指導方法

検査結果通知については、再度医療機関へ来院して結果を説明することを原則とする。また、C型肝炎検査およびHBs抗原検査において、陽性と判定された者へは、専門医療機関への受診勧奨を行う。

### 8. その他

この要綱に定めのない事項については健康局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。